平成３０年（フ）第３０５号
北九州市小倉南区中吉田３丁目20番８号
債務者　二木　元章
1　決定年月日時　平成30年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３６３号
北九州市八幡西区八千代町４番13号（伊豆ビル）
債務者　岩辻　保明
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１６６号
盛岡市前九年２丁目22番27号
債務者　谷地美由紀
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第６１２号
埼玉県白岡市小久喜156番地１　サン・ドエルＡ－202
債務者　高野　昌美
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６２０号
埼玉県川口市宮町16―26、住民票上の住所埼玉県川口市大字安行慈林179番地の２
債務者　依田　安夫
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６４８号
埼玉県川口市元郷１丁目３番21号　レオパレスサンヴィレッジⅠ　203号
債務者　松本　敏雄
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６７６号
さいたま市西区三橋５丁目1159番地３
債務者　茂田　優介
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第７６２号
埼玉県上尾市大字平方775番地５　ガーデンテラス・ローズ201、旧住所埼玉県上尾市大字平方1932番地８
債務者　鈴木　麗奈
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第７６５号
埼玉県川口市西川口６―17―34　川口病院西棟２階、住民票上の住所埼玉県川口市宮町11番25号　アルテハイム西川口202号
債務者　三石　政和
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２４２号
埼玉県春日部市備後東７丁目10番32号　ロイヤルハイツウエハラＢ103
債務者　豊島　良江
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２８４号
埼玉県春日部市豊野町１丁目18番地21　ピエール・アベニュー201
債務者　早乙女由香（旧姓伊藤・小林・富繁）
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第３１２号
埼玉県八潮市大字八條1567番地　八潮団地２号棟407号室
債務者　氏原　　豊
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１７１号
埼玉県比企郡小川町大字木部176番地１　あんしんホーム小川
債務者　金子フミ子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１２９号
愛知県豊田市花沢町柳ケ入１番地26
債務者　簗瀬　達朗
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１９０号
愛知県岡崎市本宿町字棚田１番地６　県営住宅17―204、前住所愛知県岡崎市竜美旭町８番地24　サントー荘　１－２
債務者　朝倉久里子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第２０８号
愛知県刈谷市南桜町２丁目58番地１　第３ＯＴＡビル411号、前住所千葉県市川市大町104番地163
債務者　髙橋　圭介
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１８０号
大阪府和泉市万町240番地の９
債務者　髙原　淳二
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係